

# 柏崎青年工業クラブ運営規定

## 第 1 条 例会並びに出席

1. 例会は事前に通知し、会員は事前に必ず出欠席、遅刻等の返答をしなければならない。
2. 例会は会長がこれを主掌し、各担当者による会務報告の外、各種の行事を行う。

## 第 2 条 委員会

1. 本会は原則として次の委員会を置く。  
(イ) 総務委員会      (ロ) 企画委員会      (ハ) 開発委員会  
(ニ) 広報委員会      (ホ) 事業委員会
2. 委員会は委員長 1 名、副委員長若干名を置く。
3. 委員長は理事のうちから会長が指名し、副委員長は委員長の推選によるものとする。
4. 委員長・副委員長の任期は 1 年とする。
5. 委員長は会務を主掌し、委員会を招集する。
6. 委員長は委員会記録を作成し、速やかに会長に提出しなければならない。
7. 委員長は必要と認めたときは、役員の出席を求めることができる。

## 第 3 条 合同委員会

1. 本会に合同委員会を置く。  
合同委員会は各委員の代表者より構成し、主としてクラブ運営上、合同して審議を必要とする要因が発生した時に開催し、もって会の業務運営を発展かつ円滑にとり図ることを目的とする。

(昭和 6 1 年 1 月 1 9 日改正)

(平成 3 1 年 4 月 1 8 日改正)